甲は、注文書で特定する以下のサービス（以下、「本サービス」という）の各条項にもとづき、「本サービス」を乙に依頼するものとします。

1.「ソフトウェアインストールサービス（iPhone 構成ユーティリティー対応）」
(1) 乙は、甲が使用する iPhone または iPad の iOS のバージョンに対応した iPhone 構成ユーティリティーを、甲乙が合意する台数の PC へインストールします。
(2)「本サービス」は、iPhone 構成ユーティリティー所定の手順に従い実施するものとします。
(3) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに「本サービス」の実施に必要な情報が記載された乙所定の書面および iPhone 構成ユーティリティーを乙に提供するものとします。
(4)「本サービス」は、iPhone 構成ユーティリティーが正常に稼働することをもって完了とします。

2.「モバイル端末　プロファイル作成サービス（iOS 対応）」
(1) 乙は、甲が提供した iPhone 構成ユーティリティーを使用し、次の項目を設定した構成プロファイルを作成します。
① 一般設定
② パスコードの条件設定
③ 制限設定
④ Wi-Fi 設定
⑤ VPN 設定
⑥ メール設定
⑦ Exchange ActiveSync 設定
(2)「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
① 「本サービス」の実施に必要な情報が記載された乙所定の書面および電子ファイルを、「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。
② 乙が使用する甲の PC が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
③ 構成プロファイルを適用する iPhone または iPad はアクティベーション済であること
(3)「本サービス」完了後、甲は乙が設定した仮パスワードおよび仮パスコードを本パスワードおよび本パスコードに変更するものとします。
(4) 甲は、乙が作成した構成プロファイル一式を甲の責任と費用で管理するものとします。

3.「モバイル端末　プロファイル適用サービス（iOS 対応）」
(1) 乙は、iPhone または iPad 用構成プロファイルを iPhone または iPad に適用します。
(2) 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
①乙所定の書面および電子ファイルを、「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。
②乙が使用する甲の PC が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
③「本サービス」着手前までに構成プロファイルを適用する iPhone または iPad の iOS バージョンに対応した構成プロファイルが用意されていること
④ 構成プロファイルを適用する iPhone または iPad はアクティベーション済であること

4. 本項は、前 3 項に共通して適用するものとします。
(1) 甲は、すみやかに前項の完了を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
(2) 乙は、「本サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、次号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
(3) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「本サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「本サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「本サービス」の料金を支払うものとします。
(4) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
(5)「本サービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
(6)「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 4 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
(7) 前 2 号の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上